

2024（令和 6）年度 第 2 回伊賀市地域福祉計画推進委員会

日時：令和 6 年 12 月 18 日（水）

18：30～20：30

場所：伊賀市役所 2 階 202・203 会議室

<事務局>

本日はご多用の中、またお仕事でお疲れのところ、ご出席いただきましてありがとうございます。私、本日進行させていただきます健康福祉部次長の川北と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして濱村健康福祉部長からご挨拶申し上げます。

<濱村部長>

みなさんこんばんは。健康福祉部の濱村です。本日、お忙しいところ地域福祉計画推進委員会にご出席いただきましてありがとうございます。平素は本市の地域福祉施策にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。本日は第2回の委員会ということで、第4次計画の進行管理および地域共生社会実現に向けたアンケート調査の速報、第5次計画の策定等についてご審議をいただきたいと思います。それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。それでは、時間が限られておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<事務局>

それでは、事項に入る前に、何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、資料ですが、事前にご送付させていただいております。本日、お持ちでないという方がいらっしゃいましたらお声がけをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。また、第4次の地域福祉計画の冊子をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか？お持ちしますのでおっしゃってください。ご用意させていただきますのでお待ちいただきたいと思います。

次に、本日の委員会ですけれども、松村委員様、清水委員様、村田委員様、内海委員様の4名様が欠席と聞かせていただいているのと、城埜委員様については遅れるとご連絡を頂戴いたしております。このため、委員18人中、出席者が13人、欠席者が4人と1名が遅れるということで聞かせていただいているところです。

続いて、議事進行に関して3点ほどお願いをさせていただきたいと思います。1点目は公開の会議ということで、市のホームページに会議録を記載させていただきます。会議録作成のため、会議は録音させていただきたいと思いますのでご了承をお願いします。2点目ですが、まだ今いらっしゃいませんが、傍聴者の希望がある場合は入室をさせていただきます。3点目です。議事録を作成する必要がありますので、ご発言

の際は挙手のうえ、マイクをお待ちいただいて、マイクが届きましたらご発言をいただきますようお願いしたいと思います。

本日は事前に案内させていただいたとおり、20時を終了の目途と考えておりますので進行にご協力のほどお願いします。

それでは、ここからの進行は大井委員長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<大井委員長>

それではよろしくお願いいたします。横にスピーカーがあるので皆さまと聞こえ方が違うのかもしれません。もし私の声が届かないようでしたらおっしゃってください。

それでは、今ご案内いただきましたように本日も90分という非常に限られた時間の中での委員会となります。まず、私から議事録署名人をご指名させていただきます。本日の議事録署名は、大西委員様、和田委員様にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に沿いまして議事を進めてまいります。事項書の2、報告事項です。そしてまず、今日も非常に報告いただく内容が多くて、概ね、全体を計算してみますと1つの議題に関して10分～15分で進めていくようなスケジュールになっております。なにとぞよろしくお願いいたします。それでは、報告事項、まず、伊賀市立上野総合市民病院 経営強化プランの進捗状況について、市民病院より説明をお願いします。

<市民病院：奥次長>

上野総合市民病院 病院総務課の奥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。このプランにつきましては令和6年3月に作成させていただきまして、このプランの進捗状況に関しましては地域福祉計画推進委員会で報告することとしています。このプラン内では12月までのものを3月までに報告することとしていますが、令和5年度の決算の認定等もされていますのでその結果も踏まえまして、12月のこの委員会で報告させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。まず1ページですが、これは3月に策定したプランの目次部分です。この目次の項目に沿って、今回、進捗状況をまとめていますのでそのようにご覧いただきご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。全て説明させていただくと時間がかかりかかりますので、概要を絞りながらご報告させていただきますのでご了承ください。

では、進捗状況について2ページをご覧ください。まず、(1)役割・機能の最適化と連携の強化についてです。②の1つ目、介護保険施設の9法人、39施設と9月30日付で協力医療機関としての協定を締結しています。これは介護保険法の改正に伴いまして、地域の介護保険施設は地域の医療機関を施設の近隣連携医療機関として協定を締

結しなければいけなくなりました。そこで、介護保険施設と打ち合わせを行いながら協定を締結したものとなります。次に、③機能分化・連携強化についてです。2つ目の項目で、令和6年4月に名張市立病院と連携協定を締結しました。内容としては、令和7年度からの研修プログラムから当院の臨床研修医の必須項目として名張市立病院の循環器内科を入れることとしています。また、協定書では医師の相互連携についても検討することとしており、現在協議を重ねているところで、12月議会では、相互診療が始まった場合の特殊勤務手当についても調停しているところです。④の数値目標をご覧ください。外来延べ患者数についての令和5年度の目標が71,980人に対しまして、実績は68,894人。達成率は95.7%とかなり低い数字となりました。これは、コロナ禍では通常外来はかなり減っていて、その代わりに発熱外来やコロナのワクチン接種等で外来患者数が増えていました。令和5年度はコロナが第5類に移行したこともございまして、そのあたりが大幅に減ったことで少し少なくなっています。次に、入院延べ患者数に関しましては、目標65,700人に対しまして、実績は65,698人で、達成率は99.9%となりました。その他の数値についてはご確認いただければと思います。次に3ページ。⑥住民の理解のための取り組みです。令和5年度も出前講座の受入れを積極的に行いました。その実績はリハビリに関する運動の出前講座が1番多いのですが、全体で22件、延べ参加者は477人でした。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革。医師・看護師等の人数に関しましては①の表のとおりです。4ページをご覧ください。2つ目の項目です。各大学との連携を密にし、令和6年11月に新たに下記の講座へ寄付を行うこととなり、より関係を強化することが出来ました。寄付先の3講座につきましては記載のとおりですのでご確認ください。また、3つ目の項目ですが、女性の比率が高く、離職を防ぐうえでも女性職員が働きやすい職場であることが求められることから、令和5年度に三重県が認証する「女性が働きやすい医療機関」の認証を取得するため取り組み、令和6年3月に認証を取得することができました。②臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保です。令和6年度から初めて臨床研修医を受け入れることができることとなり、令和6年度は3名の臨床研修医を採用し、臨床研修を行っています。また、令和7年度に向けては4名の枠に対し、4名の採用予定者が決定しておりまして、医師国家資格に合格いたしましたら、令和7年度4月から4名を新たに採用することとなり、併せて7名の若手臨床研修医がいる病院となります。

次に(4)新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取り組みで、5ページをご覧ください。2つ目の項目ですが、感染管理認定看護師について、令和5年度に1名が教育課程を受講し修了しています。また、令和6年度についても新たに1名が教育課程を受講しておりまして、新興感染症に向けた体制づくりにも継続して行っています。

次に6ページ、7ページにつきましては、収支の状況で、令和5年度の目標に対する実績と達成率を真ん中あたりに記載しています。6ページの中段の純損益の欄をご覧ください

ださい。令和5年度は▲40 と、6年ぶりに40百万円の純損失を計上することとなりました。これは、医療収益は増えているものの、予想を超える人件費の伸びや材料費などの価格高騰によりまして、費用の増加があった結果で、令和6年度についても引き続き非常に厳しい状態となっています。これは全国的な病院の傾向でして、新潟県の厚生連の病院の状況などたびたびニュースになっているので、お聞きになっておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。

7ページの次のページ以降につきましては、監査委員の決算審査意見書を添付しておりますのでその意見を参考として結果をご覧ください。

以上、簡単ですが、進捗状況の報告とさせていただきます。

<大井委員長>

ありがとうございました。ただ今、市民病院さまからご説明いただきました。質問、意見等ございましたらおっしゃってください。

<北森委員>

ちょっと気になる点といえますか、1点ご質問させていただければと思います。名張市・伊賀市で産科、特にお子さんが産める病院がほとんどなくなってしまう、伊賀市で1件しかないという状況が来年以降はせまってくるということで、産婦人科、特に子どもを産むというところで、次の世代をつくっていくというところで非常に逼迫している課題かと思います。その点についてのアプローチなどはございますでしょうか？特に、市民病院さんとしては基本的には産科というのはとられていないと思うんですが、3病院輪番される病院のなかでも、産婦人科で掲げているのは岡波病院さんのみですし、実際に産科のクリニックさんも来年以降は1病院しかなくなるというところで。病床の空きがかなり目立った年になったと、外来のほうが非常に今年の実績で。入院のところが病床稼働率が6割前後になってくるなかで、こういった産科とか他の分野、今、これから伊賀・名張の地方でかなり逼迫している状態に対応できるようなこれから取り組みといったところはされるのでしょうか？その点が気になりましたので、わかる範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。

<事務局：川北次長>

私、健康福祉部の次長なのですが、医療福祉政策課長を兼ねておりまして、私のほうで回答させていただきます。産科の現状といえますのが、全国的な問題となっているなかで、三重県でも今年度、複数の産科医療機関が閉めるということを決められておられるというのが現状です。そのなかで、昨年、今年、早い段階で名張市の武田さんが閉められる、また、時期を1か月ぐらい後に、伊賀市にあります緑ヶ丘クリニックも3月末をもって分娩を閉めるということで発表されたところです。これにつきましては、伊

賀市だけではなく、名張も合わせたかたちで伊賀の圏域の中で、森川病院さんだけになってしまうというのが現状です。このことについては、私どもだけではなく、三重県のほうも非常に喫緊の課題であると捉えております。そのような状況を受けて、私どももすぐに、閉められる緑ヶ丘クリニックさんであったり、1 つ残ってやっていただける森川病院さんにも訪問させていただいて現状等を把握させていただいたうえで、できるだけ伊賀市のなかの伊賀地域の1 つである森川病院に長く続けていただけるように何らかの支援ができないかということ、今、県と名張市と私どもと 3 つが一緒になって検討しているところです。現時点で言わせていただけるのはここまでなんですが、できるだけ早急に支援を進めていきたいと考えているところです。

<北森委員>

ありがとうございます。おそらくこの課題というのは伊賀市さんだけでなく、周囲の他府県さんとも取り組んでいくべき課題で、そのためにはもちろん、三重県だったり厚労省も含めて。伊賀・名張、今こうやって日本のトップニュースになるくらいの状況かなと思うんですが、実際にニュースアプリなどでも出てきますし。ただそのなかで、こうやって各地方に起こりうる課題なので、行政として、また国にもしっかり挙げていただいて他の近隣の他府県とも協力いただいて、いかにしてこの地域を残していくかというところ、地域福祉の1 つの子どもが生まれて育っていくところの部分に非常に大きく関わってくるかなと思いますので、是非ご検討をこれからも進めていただければと思います。ありがとうございます。

<数内委員>

法人連絡会の数内です。1 つだけすみません。今更と言ったら怒られるけど、名張市民病院が大変厳しい状況にあるというのを聞かせてもらっていて、受入れしてもらえないというようなことを聞いているんですけども、伊賀市民病院さん、この人数、医師が 25 名で看護師さんが 151 名、介護員さんが 24 名。この人数は適正な人数なのでしょうか？これが多くなればもっと稼働率が上がるのでしょうか？そこのバランスはどういうことですか？ちょっと教えていただければと思います。

<市民病院：奥次長>

今、人数のご質問をいただきました。医師数につきましては当院の医師数はかなり少ないです。うちの病院につきましては、二十数名となっておりますけど、名張ですと 35 名とかの医師がおられます。そのうえで、稼働率がまわらないと名張が言っているところというのは、看護師数でございます。看護師の体制というのはいろいろ基準が決められておりまして、7 対 1 基準であるとか、10 対 1 基準であるとか、もう少し多い基準とかもあるのですが、うちの市民病院につきましては 10 対 1 の看護基準というも

のをとっております。名張さんは7対1の看護基準をとっております、3次救急並みの看護基準というところで、その関係もあってたくさんの看護師が必要になってきます。当院につきましては10対1、フルで回りましてもフルに埋められる看護師の数というのは今現状確保されているところです。そして、その看護師をフォローするために、介護福祉士さんを雇って、例えば、ベッドメイキングですとか患者さんの移動ですとかそういったところをさせていただいて、看護師の負担軽減というところに努めております。看護師の負担は軽減して、できるだけ辞めていただかないようにしているところです。人数については、うちは足りている状態です。どちらかと言うと、医師をなんとかしていきたいということもありますので、先程も少し触れましたが、大学病院の講座に寄付をさせていただいて関係を築いて、そこからの常勤をお願いさせていただくというかたちなんです。大学側もなかなか人数は少なく、派遣できない状況が続いております。ですので、こちらが寄附をすると言っても、受け取ってもらえないという現実があるんです。それは派遣ができないからということなんですけれども。そういったこともございまして、補給ができているということは関係性がある程度できまして、今はまだ常勤とまではいいませんが、非常勤の派遣というかたちでいろいろ対応いただいているところですので、そういった努力をしている状況です。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。今お話の中にありました、介護福祉士ではなく看護助手ですか？介護福祉士ですか？

<市民病院：奥次長>

前までは助手さんと言いまして、資格のない方を募集させていただいていたのですが、今は介護福祉士さんという資格をもった方を採用させていただいております。ほぼほぼ資格を持っていない方というのは当院では数名になっているという状況です。

<大井委員長>

ありがとうございました。介護福祉国家資格の資格者ということですね。いろいろ確認したいことが尽きないと思うのですが、またお尋ねいただきたい事は事務局にお尋ねいただくことでお願いしたいと思います。今、お2人の委員さんから人材の話題をお尋ねいただいたことで、専門職の確保ということであったかと思います。これは地域福祉だけではなく、様々な領域で、病院さんからもご発言ありましたように、伊賀地域だけのことでなく全国で起こっていることでして、そして、今、大学への寄付も受け取ってもらえないということも驚きだったのですが、自分は大学に身を置くものとして、若い人たちが本当にどんどん少なくなっていくという現状をみんなでどう考えていくかということと、奨学金を借りている学生が年々増えているという体感があります。入

学前に奨学金を出すという措置をいろんなところでされているのですが、看護師や医師の場合は入学時から取得を目指しているわけですが、例えば一般の就職とか私どものような社会福祉士とかもそうですが、卒業時に奨学金の返還をサポートしますよというようなタイプの補助金が今、各地で増えていると聞いています。やはり、高校を卒業する段階で4年後、6年後を見据えられる学生ばかりではないということを考えると、そういったかたちでの確保ということも病院だけではなく地域福祉計画のほうでも関わってくるのかなと思っていたところです。司会がこのような発言をさせていただいて、貴重な時間を頂戴して申し訳ありませんでした。そして、産院のことは今、私も改めてかなり衝撃をもって伺ったところです。また今後の取組みをこの委員会でもお示しくください。ありがとうございました。

それでは、報告事項の2つ目に入っていきたいと思います。第4次地域福祉計画の進捗状況について事務局より3つの取組み状況を説明していただきます。説明の後に、それぞれの取組みごとに質疑応答を行う時間を設けたいと思います。3つ説明してから質疑のほうがいいですか？と事務局さんからもお尋ねいただいたのですが、1つ1つがそれぞれに。一緒にしてしまうと何の質問、何のことかわからなくなってしまうだろうということもあり、時間はタイトになりますけれども、区切りをつけて、では次の説明というかたちで進めていきたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局：谷崎係長>

医療福祉政策課の谷崎です。私のほうから次4次伊賀市地域福祉計画の進行管理につきまして説明をさせていただきます。はじめに、資料2の説明をさせていただきます。その後に、それぞれの取組みについて担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。地域福祉計画に基づいて取り組みをしている事業というのはたくさんあるのですが、今回は3つの取組みについてご報告をさせていただきたいと思います。地域福祉計画では取組みの柱として3つあげておりまして、資料2をご覧くださいと、一番左のところに「戦略」と書いてある所なのですが、3つ書かれております。上から、「地域の力を高める」「専門機関の力を高める」「地域と専門機関をつなぐ」という分類になっております。今回、ご報告させていただく3つの取組みというのは、少し見にくいですが黒枠で示させていただいた所です。関連ページが59となっている所で、住まいの支援についてということになります。こちらは住宅確保要配慮者への支援につきましてこれまで課題としてきたのですが、伊賀市の場合は他の地域に比べて家賃が安く生活にお困りの方が利用可能な賃貸住宅というのが不足しているという課題があるということで、昨年度は不動産業者なども含めて協議を行ってきました。今年度は国のモデル事業を活用して、支援策を検討していくということになります。詳しい説明は後ほど、担当課のほうからさせていただきたいと思います。2つ目なのですが、地域ケア会

議の実施状況についてですが、地域ケア会議というのはあまり聞きなじみのない方もいらっしゃるかもしれませんが、簡単に伊賀市の地域ケア会議についての説明と、今年度の開催状況について報告をさせていただいて、地域ケア会議において抽出された地域課題について報告をさせていただきたいと思っています。そして、3つ目は、子ども第三の居場所ということで、こちらは子育て支援やこどもの貧困問題の取組みになります。子どもの居場所づくりということで、社協さんの事業になるのですが、市の補助事業ということになっております。前回の委員会でも社協さんのほうから説明をしていただいたのですが、前回の時はまだ開所する前だったということもありまして、9月に開所されたということですのでその後のご報告なども併せてお話させていただきたいと思っています。では、最初に住まいの支援システムについてから説明をさせていただきます。

<生活支援課：田中係長>

生活支援課の田中と申します。よろしくお願いいたします。資料3をご覧ください。本日は、この10月から国の補助金を活用した住宅確保要配慮者への支援について説明させていただきたいと思います。当課では今年度、厚労省の「住まい支援システム構築に関するモデル事業補助金」の申請を行って、9月補正後10月から、伊賀市社協さんのほうに業務委託をして実施しております。資料の1ページ、上段を見ていただきますと、水色の部分になるのですが、国がこの事業を始めるに至った背景につきましては、まず、単身高齢世帯というのは年々増加していることや若者の持ち家率等が低下していることが挙げられます。単身高齢者世帯数の推移としましては、2020年度には8世帯に1世帯が単身高齢世帯でしたが、2050年には5世帯に1世帯が単身高齢者になると推測されております。年代別持ち家率の推移につきましても、特に稼働年齢層と言われる世代に対して持ち家率の低下が顕著な状態です。単身高齢世帯には孤独死のリスクが付きまといまうし、大家の入居拒否感が高いという結果が出ています。また、稼働年齢層の持ち家率が減少している事実は、この世帯が高齢者となった際に、住宅を確保することが困難になるのではないかということが推測されます。こういったことに伴い、国の施策についても、従来の「住宅」という箱を準備する支援だけでは成り立たない。住まいに関する相談や見守り、住み続けるための伴走支援というものをトータルで行う居住支援に重点を置くというふうに変わってきています。このような状況から当課としまして、資料2ページのところにありますモデル事業を活用しまして、住宅確保要配慮者への支援を実施していくこととなりました。居住支援は大きく3つのステージに分かれると思っています。家探しなどの入居前の支援、見守りや伴走といった居住後の継続支援、身寄りのない方が亡くなった後などの死亡事務等の退去支援といったところです。これらのことを市としてどのように取り組むのかということモデル事業で検討しています。また、このモデル事業自体は令和6年度のみになるのですが、令和7年度以降は自立相談支援事業の補助金、困窮者の相談事業の補助金になるのですが、

その一部として加配されて住まいのところを推進していくというなかたちで国のほうも考えています。先程、国の背景をお伝えしましたが、伊賀市における住まい支援に関する課題としましては資料の3ページをご覧ください。3つ書かせていただいているのですが、まず、課題1としまして、先程、医療福祉政策課のほうからも説明があったと思うのですが、住宅確保要配慮者向けの住宅がそもそも伊賀市には少なく、完全な売り手市場ということが課題としてあげられます。伊賀市ではそもそも低家賃の賃貸住宅というものが不足しておりまして、例えば、生活補助の住宅補助につきましては単身世帯では33,400円以内、2人世帯では4万円以内となっているのですが、実際の伊賀市の賃貸の価格としましては、4万円以上の物件ばかりで、困窮者が入居できるような物件というのが不足しているというのが実態です。これまではこのような際には、福祉サイドとしましては、大家に対して「困っているので何とか入居させてくれませんか？」というような善意に訴えかけるような交渉しかできていませんでした。大家も貸したはいいいけどもその後の支援が不十分であればリスクを負ってまで貸すことは難しいというような状態です。そのため、まずはこの補助金を使いまして、居住支援協議会というものを立ち上げて、民間の賃貸業者と行政や居住支援法人、これは社協さんになってくれているのですが、それぞれが協議をして要配慮者が入居するために最低限どのような支援があれば大家として安心して貸せるのかというような双方の歩み寄りの場を確保したいと思っております。課題2につきましては保証人や緊急連絡先の確保についてです。身寄りのない方が緊急連絡先を確保できないために入居を断られるケースがありますし、単身高齢者には孤独死や死後事務のリスクが大きいことから、大家としても貸しにくい状況になるというのが課題として感じられています。これらにつきまして、保証ニーズに関するプロジェクトメンバーのコアメンバーで協議を続けているという状況です。課題3としまして入居後の伴走支援についてです。貸しっぱなしで終わらない、本人も安心、大家も安心の見守り体制を目指しています。これには困窮者の相談窓口である自立相談支援機関に居住支援にも配置して、伴走支援を実施していく予定です。居住支援員の役割としましては、本人へのアセスメントを通して、必要なサービスをプランニングすることにあります。「住まい」という視点でその人の自立を支えるケアマネジャーのようなものと考えていただければと思います。居住支援員が支援を行うことで、要配慮者本人への支援と大家の安心というようなところを担保していきたいと思っています。資料の4ページにつきましては、今お話したことをポンチ絵にしたものになります。以上です。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。これまで制度がなかなか関わるができなかった分野であり話題であり、伊賀市社協さんが全国に先駆けて保証人に関する研究会、プロジェクトを立ち上げてこられたその成果が今こういうかたちになってきているのだな

と毎回拝聴させていただいている次第です。今、ご説明いただきましたことにつきまして、ご質問、ご意見、挙手でお知らせください。

<北森委員>

2つ意見をお伝えさせていただければと思います。まず1つ目、モデル事業のところ。資料3の2ページです。見込まれる効果というところで、課題を解決する、総合的な相談対応や支援をしていくというところで、この課題は対症療法になってはいけないと思うんです。これから先、困窮の課題はその状態がずっと続いていくということは、結局改善しないというのが一番よくないパターンだと思うんです。自立していく、それは経済的に自立なのか、周りの環境を整えていって、自立できる環境にシフトしてまちをつくっていくのか。いろんなパターンがあると思うのですが、対症療法で続かないようにだけそこはご留意いただきたいなと思っています。最終的には住民がきちんと自分のちからで生活できるようになるといったところが何よりも重要になってくると思いますので。国の補助金としてされるのであれば、やはりこれから先、自立に向けて進めていただければなと思います。もう1つですが、3ページのところで3つの課題というところでお話をされていたかと思います。一番の課題というのはおそらく独居の方の死亡リスクであったり、そういったところにつながってくるかと思うのですが、今の時代、人を支えていくというところは医療福祉ではある種、絶対的であるのかなと思う一方で、今の時代は結構ネットワークを使ってそういうかたちで見守りをするところがこれから増えてきている。例えば、ベッドのセンサーであったり、いろんなかたちで今、福祉用具にも搭載されているような見守りの仕方だったりが出てきているかなと思います。そういったものを組み合わせて、住宅、住むというところから、広いところから独居に対するリスクを減らしていく。それはもちろん市だけ、行政だけでなく、不動産事業者だったり、今の住宅セーフティネット法の法改正もあったかと思いますが、そういったところ、法律や制度の観点からもまた整備していくことが必要になってくると思いますのでその辺も含めて、より効率性とそういった技術を使っての見守りも含めてできるといいんじゃないかなと思いました。この2点、お伝えさせていただきました。以上です。

<大井委員長>

ありがとうございました。ご質問というか、期待という要素があるかと。もしお答えいただけることがあればお願いします。

<生活支援課：田中係長>

ありがとうございます。まさに、自立というものは経済的なものだけにとどまらず、日常的な自立もそうですし、地域との関りがないということで社会的な孤立に対しての

自立というところもあります。ですので、居住支援がいくら支援をしても、やはり一人では見れる範囲というものは限られておりますので、そういったところは地域とのネットワークをつくって、具体的には本人の居場所というようなところをみんなで支えていけるようかたちにできたらいいなと思っています。先程のお話にあった IOT というのでしょうか、機械で冷蔵庫を開けたら、扉開けたら生きているなとか、トイレに入ったら、今日はちゃんと動いているなというようなところも、国のほうも居住サポート住宅というようなかたちで来年の秋にはそういった法改正もされるということで、そういった認定の業務も各市町村におりてくると聞いています。ただ、詳細につきましては、来年の4月以降に発表するということなので、その部分も注意しながら見守り体制というものもインターネット等情報のなかから見守りをしていくというのはしていきたいと思いますし、人としての地域としての見守りという体制も伊賀市としてどのように築いていくかというのをこのモデル事業をとおして考えていければと思っています。

<大井委員長>

ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

<城埜委員>

いが移動送迎連絡会の城埜と申します。保証人・緊急連絡先確保のところの保証二ーズプロジェクトチームについてなのですが、これは確か、去年発足されたと思うんです。去年発足された時に、このメンバーに入られている方たちはほぼ役所のなかの職員さんたちで構成されていたと思うんですが、その時に、「異動はありませんよ」と。でも、確実に今年の初めに異動されました。その時に私も、「活動メンバーはどうなるのですか？」という話をさせていただいた時に、「他にもたくさん有志たちがいるのでその人たちに入ってもらって、今後民間の方たちとも相談をしながら早急に進めたいと思います」と。でもここに書かれているのは、「コアメンバーで事前検討を行う」と。全く進捗状況が見えない。本当に保証人とか緊急連絡先って、送迎でもそうなのですが、「どこに連絡したらいいの？」「この利用者さん、急に途中で何かが起こった。でも緊急連絡先がない。社協さんとか役所の方たちとかでも連絡先は聞かれていない。どこに連絡したらいいの？」ということがすごくあって、病院へ連れて行っても、「保証人さんがいないから」とかすごく言われるんです。「早急にやってください」と言ってからもう1年半以上経っている。一体どんな進捗状況になっているのかを明確にさせていただかないと、「やっています」だけでは皆さん納得されないのではないかなと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

<大井委員長>

ありがとうございました。進捗状況を具体的にお教えいただけますとありがたいです。

<生活支援課：田中係長>

保証人に関しての進捗状況ということなのですが、まず、住まいに関しての部分だけになるのですが、社協さんのほうで「緊急連絡先になってもらえないか」というようなところで今お話をさせてもらっていて、大方、OK というようなことは聞かせてもらっています。ただ、こういった方が社協さんが緊急連絡先になるのかという情報の受け渡しの部分、窓口で聞いた分を、そっちへ行ってというふうな単なる丸投げにならないように、ある程度聞き取りをしてというようなスキームの部分について、まだ協議が進んでいませんが、社協さんのほうで一旦は緊急連絡先になっていただけるとお話を聞いています。ただ、この分については、保証ニーズは就職であるとか入院時であるとか、いろんな緊急連絡先というのがあると思うのですが、今、こちらが社協さんとお話できているのは住まいに関しての部分となっています。あと、死後事務等についての部分についてですが、ある四日市の賃貸保証の会社になるのですが、四日市のほうでも家賃債務保証の実績がある会社でして、死亡時の残置物の処理等を保証会社を通してそこに入っておくことによって、亡くなった時には死後事務の片づけをしていただけるような業者と今、話を進めさせていただいてまして、そういったところを組み合わせつつ大家さんの安心を確保していけたらと思っています。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。保証人という言葉が使われていることによって、どういう意味合いとかどういう場面での保証なのかということの確認ではないですが、今回、今ご説明をいただいているのは住まい、入居時に必要と言われていた保証ですね。城埜委員さんがご発言、かねてからご指摘いただいているのは、緊急搬送であるとか入院時にどこに連絡したらいいかわからないというものになります。

<城埜委員>

逆に言ったら、この保証ニーズに対して今、居住の部分。ということは、他の保証とかこの居住もそうですけど、まだまだ何年後にすべてが構築されるのか。居住の保証ニーズに対してもかれこれ立ち上げられてから1年半以上経っています。そこから「今まだ検討中です」ということは、ここからまだ半年、1年とかかかってきて、そこからやっと次の保証のプロジェクトとなっていくと、すべての保証とかすべてのプロジェクトを遂行できるまでに一体ここから先、何年、市民は待てばいいのだろう。その間にご高齢の方が伊賀は多いので、ほとんどお亡くなりになってしまって、何のサービスや手厚いサポートも受けれずに亡くなられるという方がたくさんいらっしゃるという現状のなかで、もう少し迅速に、ゆっくりのんびりではなく、そんな悠長なことを言っていられる時代ではないので、もう少しスピーディーな対応と、やはりこの委員会のなかでもで

きるだけ早めにご報告をいただいて、皆さんからの意見等も承ってもらってそれを持ち帰ってもらって落とし込んでいただく、その速度をもう少し早くしていただきたいと思っています。これは本当に切にお願いさせていただきます。よろしくお願いします。

<大井委員長>

ありがとうございました。これはとても共感するところではありますが、現行法の中で、できることとできないことというのが恐らくあろうかとも思います。ご見解をお示しいただければと思います。

<事務局：川北次長>

明確な時期等をお示しすることは難しいのですが、今、このありとあらゆる保証という部分が国全体の問題になっています。国がモデル事業を、それについても始めたところですが、実際に全国の自治体でそういった取り組みがうまくいっている事例というのがはっきり言ってちゃんとはないんだと思います。なので、大変難しい問題で、行政がどこまでできるのかということ、民間さんとどこまで協力させていただけるのかというところが大変難しい部分なのかなというところで、城埜委員がおっしゃるように、我々もいろんなところの情報を集めたり、いろんなことの研究をしているところではあるのですが、はっきり言って、具体的にこうしたら上手くいくだろうというところが見当たっていないというのが現状です。スピードが必要というのはおっしゃるとおりで、1人世帯の高齢者がたくさんいらっしゃるのは現実ではあるのですが、なかなかこの問題を一度に解決するのは難しいので、いろんなことを研究させていただきながら何か手を打っていくというようなかたちで、一足飛びに効果を上げられるような方法というのが見当たっていないのが現状です。ただ、私どもの方も一生懸命取り組ませていただかないといけない状況だということはもちろん認識しています。申し訳ないです。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。今ご発言いただいたことに乗っかるわけではありませんが、今、共感を持って聞いていまして、私も保証ということに関しては伊賀で学ばせていただいたこともありますので、各地で現行法の法改正をしないとできないであろうということも多々あるかと思います。各地での実践でここはこんな工夫があるというのを一生懸命集めようとしているのですが、次長さんからご発言ありましたように、なかなかこうすればいいという、それにかなり近いものというものはあるかもしれないですけど、いろいろな人的な状況であるとか、予算であるとか、他の状況も実際あると思います。自分ももしキャッチすることができたら、また情報提供をさせていただきますので。それでも伊賀市さんは先進地だと思っています。おそらく、委員の皆さまも今、共感を持って聞いていただいたところかと思っています。ありがとうございました。別の角

度からご発言、ご質問ある方は。

<内藤委員>

内藤と申します。お示しいただきました3ページ課題1の低賃金の住宅が少ないという現状につきましてお話しいただきましたけれども、教えていただきたいのは、市営住宅の現状と、市営住宅の今後。低家賃の住宅が少ないということに対しては市営住宅をどのようにしていくという計画があるのかも含めお教えいただけますでしょうか。

<大井委員長>

ありがとうございました。今お答えいただける範囲で。もしまた詳しい状況等も教えていただければと思いますが、ご説明お願いします。

<生活支援課：中西課長>

生活支援課長の中西です。よろしくお願いします。この住宅の件に関しましては、市営住宅を活用するべきという意見も以前からいただいているのですが、まだ住宅課との協議を続けているところではあるのですが、市営住宅の場合、1度貸したら次に貸す時に改修というのが必要になってきて、そのための費用がかなりかかるというのがあり、なかなか空いている所自体はたくさんあるのですが、それをすぐに次の方に貸せないという現状になっています。そちらについても予算化をしてもらえるようにうちのほうから住宅課のほうに求めているのですが、市としてそれに使えるお金というのがどこまであるのかというのがまだはっきりしない部分がありまして、1年間に、改修して貸し出せる市営住宅自体が少ないというのが現状です。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。改修が必要というのは、ドアの鍵とかは交換しなければいけないのかなと思うのですが、必要な改修というのはどういうものでしょうか。

<生活支援課：中西課長>

伺っているところによりますと、貸してから結構長く住まれている方が多いので、そういう方が例えば亡くなられたりして部屋が空いたとしても、大体かなりクロスなども傷んでいますし、畳の交換など、いろいろ壊れている部分を全部修理しないといけないということで、1件あたり結構な費用が掛かるということを住宅課のほうから聞いています。

<大井委員長>

ありがとうございました。もちろん、そういった配慮というか改修も必要だとは思

のですが、せっかく部屋があって、今でも入られないというようなことがもしあるのであれば、改修のルールを見直すであるとか、退去される時に何らかの負担という言い方がいいのかかわからないのですが、そちらの方向での検討もしていただいてもいいのかなと今ふと思いました。ありがとうございました。

<内藤委員>

時間がないのに申し訳ありません。現状はわかりました。今説明していただきましたので。ただ、低賃金の住宅が少ないという課題を挙げていただいている、そこにそれがあって、そのものに対する課題も今教えていただきましたが、では、少ないという課題に対して、それを対象物としてどう今後していくのか。あるいはそれはもう手を付けずに、改修にたくさんお金がかかるのであればその費用や数を減らしてでも新たなものを建てるとか、そういう今後も教えていただきたい。そのことに対する次のステップをどう計画されているのか示していただけませんか。

<大井委員長>

ではご説明をお願いします。今現在の方向性というようなことでよろしいでしょうか？

<内藤委員>

はい。

<大井委員長>

今現在の何か見通しというか方向性についてご説明をお願いします。

<生活支援課：田中係長>

市営住宅については先程説明させてもらった部分が1つ課題であるのと、公営住宅法の中で、どうしても抽選というのが外せない要件になっていますので、入りたいと思われる要配慮者がたくさんいた場合でも、そのうちの抽選で入れる人ということになりますので、改修と含めてそこは大きな課題かなと。ただ、公営住宅法というのがそういうものになってしまっていますので、なかなかそこを条例で変えたりというのは難しいというのが現状です。民間の賃貸住宅の低家賃の住宅をストックするにはどうしていくかという部分については、まずは課題1で挙げさせてもらった居住支援協議会というのを、これは三重県でも1つもないのが実情で、県で1つだけ、三重県の居住支援協議会というのがあるのですが、その伊賀市版をまずは立ち上げて、まずは民間の賃貸会社さんがどういう思いでいてくれるのか。どこまでのことをしたら、要配慮者に貸してもいいと言ってもらえるのか。というのをまずは協議を通して、それぞれの意見を聞かせてもらう機会というのをつくっていきたいと思っています。

<大井委員長>

ありがとうございました。県の会議でも伊賀市さんの動きというのは伺う機会があります。なかなか先駆者となっていくというのは難しいところもあるかと思います。けれども、初めて聞いた時に非常にはっとしたことを今思い出しております。とはいえ、やはりすべて今日報告していただくのも喫緊の課題ばかりだと思います。また、進捗状況を是非こちらのほうでも教えてください。お願いいたします。ありがとうございました。

大変恐縮ですが、また意見等は事務局さんに直接お寄せいただくということをお願いします。

続きまして、地域ケア会議の実施状況についてご説明をお願いします。

<地域包括支援センター：岡本所長>

地域包括支援センターの岡本と申します。よろしくお願いします。資料 4-1 をご覧いただきたいと思います。「地域ケア会議について」という資料です。ここににつきましては、地域ケア会議の位置づけや開催の状況についてということで、今までの開催状況などを踏まえてかいつまんでご報告させていただきます。

地域ケア会議ということでなかなか馴染みのない名前かも知れないですが、いわゆる、地域課題を抽出するであるとか、特に処方していく上で福祉はたくさんの機関が関わる必要があると言われていました。そういうこともあり、支援会議というかたちで社会福祉法の 106 条の 6 に位置づけられているのが支援会議です。伊賀市においてはこの支援会議をもう少しかみ砕いたかたちで「伊賀市地域ケア会議設置要綱」というものを作っていて、その中でこの地域ケア会議を回しているところです。会議の種類については書かせていただいているように、①から③の 3 つの会議で構成をされているところです。特に、②の地域生活課題の発見、情報共有などのポイントについては「運営会議」というようなかたちで開催をさせていただいています。イメージ的には、各地域で取り組まれている事業の中で市全体へ広めたほうがいいのではないかなというような共通の課題であったり、地域での困っている点などについて吸い上げをさせていただき、「福祉施策調整会議」というものを別途組織していますので、そちらへ上げた上で、次回の福祉計画などに反映するための会議というかたちになっております。

裏面については、現在の会議の状況について書かせていただいています。地域ケア会議の個別ケースの検討というかたちで、市のほうでは相談や調整会議というようなものも開催をしたりというところです。いわゆるケース検討に、地域の方やあるいは関係職の方などに入っていて、より突っ込んだ議論をする会議です。

②については、先程申しました地域ごとに開催されている地域ケア会議の運営会議の開催状況となっています。主な参加機関については、地域の民生委員の役員さん、居宅

介護支援事業所のケアマネさん、社協の地域コーディネーターさん、それから地域支援センターのほうで参加をさせていただいています。

続きまして、会議で出された内容の概要につきまして医療福祉政策課のほうからご説明をさせていただきます。

<事務局：谷崎係長>

今ご説明いただきました地域ケア会議で抽出された地域課題につきまして、私、医療福祉政策課谷崎のほうから説明をさせていただきます。資料 4-2、こちらが地域ケア会議で抽出された地域福祉課題をまとめた表になっています。この 1 番右のほうに、福祉施策調整会議での意見という欄がありますが、この会議、福祉施策調整会議というところに出た意見をまとめさせていただいています。計画の 38 ページを見ていただきたいのですが、38 ページは庁内連携体制の仕組みというところで、図が載っていると思いますが、その右下のところで地域ケア会議というのが出ているかと思います。こちらでは、先程の説明の地域ケア会議はこれで、そこから上のほうに上がって、福祉施策調整会議というのがこちらになります。地域の課題を抽出されたものをここで整理をするというような会議になっています。この会議にかけたものが資料 4-2 の右側の欄ということになります。この福祉施策調整会議で整理をされたものが、庁内会議である推進本部会議というのに上げて、そこからこの推進委員会、本日の委員会のほうに資料として出てくるというような流れになっています。先日、福祉施策調整会議を開催しまして、この会議のメンバーというのは、医療福祉政策課長と健康福祉部内の相談支援を行っている所属を中心とした職員 7 名、それから社協さんのほうから 2 名というメンバーになっています。事前に資料は送らせていただいていた、ご覧いただいたかとは思いますが、今回 1 つ 1 つお話するということはないのですが、例えば②の特殊詐欺防止啓発のように、市ではもっと啓発をしていきたいという所属があったりして、しかし、地域のほうでは特殊詐欺が多くて、もっとサロンのほうで集まる機会でも啓発をして欲しいと思っていたりして、そういう少しマッチングがうまくいっていないようなところは、その所属のほうに、「こういう地域課題があがっています」ということをお伝えして、地域のほうにもっと啓発をするような機会をもたせていただくなど、そのような解決できるかなと思っております。例えば③のごみ問題などになりますと、福祉の部局だけではなかなか解決というのは難しくなってくるのですが、担当所属のほうや市役所以外の機関と協議する場を持っていきたいということになったりもします。この中で、特に多いと感じるのが交通問題になります。たくさんこの中で出てくるのですが、交通に関しては既に何度か庁内でも関係部署と社協さんも含めて協議を行う場を何回か持たせていただいていた、引き続き集まる機会を持って、協議をして進めていきたいと考えています。現状どうにもならないというか、ゴミ屋敷の問題や交通問題もそうなのですが、あとは人材不足などそういう課題については、次の計画にも盛り込むなどして新しい取

組みなどを進めていかないといけないと思っております。こちらの資料の説明は以上です。

<大井委員長>

ご説明ありがとうございました。基本的な事をお尋ねしたいのですが、地域ケア会議を聞いたので、介護保険法における地域ケア会議だと思っていたのですが、今、ご説明の中で、まず支援会議のことをおっしゃっていただきました。こちら、重層的支援体制の支援会議のことかなと拝聴したのですが、伊賀市では独自に地域ケア会議の位置づけを要綱のなかで定めておられるという。地域ケア会議という名称も、いわゆる介護保険法でいうところの地域ケア会議とは一線を画すと言うと少し言い過ぎかもしれませんが、独自の位置づけで開催しているというご説明をいただいたという認識でよろしいでしょうか。

<地域包括支援センター：岡本さん>

おっしゃるとおりです。特に横ぐしを刺すということを福祉では言われているので、そこは少し特化をしたようなかたちで位置づけということで考えています。

<大井委員長>

ありがとうございます。では、自分の中で地域ケア会議という言葉の扱いのチャンネルをカチッと変えるかたちで拝聴するようにします。

今、ご説明いただきました事につきまして、ご質問、ご意見のある方は、挙手でお知らせください。

<米田委員>

今、言っていたかなかった部分ですが、4-2の④のところ。児童問題のところで、「学校と民生委員の関係がうまくいかない」とか、「学校との関係について、教育委員会にも現状を伝える必要がある」とか、具体的にどういうことを指しているのかよくわからないので、説明していただけますか。

<事務局：川北次長>

児童委員さんなどに聞かせていただくなかで、個人情報に関係で、学校に聞きに行ってもなかなか情報を出してもらえないのでどのように支援をしていくのかわからない、関わり方がわからないというようなご意見をいただくことがちょこちょこあります。そんな中で、先日、民生委員さんの全員研修の中で、私のほうの教育長が伊賀市の子どもにおける現状というようなお話もさせていただいたところなのですが、やはり学校側から、民生委員さんは当然、特別な地方公務員ですので守秘義務もあるというような状況

なのですが、学校側から積極的に情報を出していくということがなかなか難しいというところで、そういった関係がうまくいかないと言うか、情報共有のやりとりがなかなかやりにくい場面があるというようなご意見を聞かせていただくことがあるということです。そこにつきましては、やはり学校で持っている情報をすべて出していくというのは、非常に難しい状況にあるのかなと思っていますので、教育長からもできるだけ民生委員・児童委員様のほうから関わっていただいた情報を提供いただけたらというご意見もお話もあったと思います。ですので、うまく情報を共有できるような仕組みができていくと、児童虐待であったり、いじめであったりとかそういうことが未然に防げるようになっていくのではないかなと思うのですが、なかなか個人情報の壁というところがうまくいきにくいところがあるのかなと思っていますところ。

<大井委員長>

今ご説明いただいたところではありますが、そういう仕組みを作っていく必要があるという認識は民生委員さんも教育委員会さんも様々な学校さんも持っているということで、「では、どうしていったらいいのだろう」という状況だという認識でよろしいでしょうか。

<中岡理事>

今、学校とのというところだったのですが、私、子ども子育ての担当をさせていただいております。コロナもありまして、個人情報のほうなのですが、昔の地域での関係性、今はご家庭に訪問させていただいて、お母さんが自分の子供たち、家庭の状況をなかなか民生委員さんにご相談をされにくいという状況もやはりあります。そんな中では、先日、教育長が申し上げた状況と、私のほうからは、地域での親御さんと民生委員さん、児童委員さんとの関係性をうまくなかなか個別に情報共有できない部分がありますので、例えば、地域の中でサロンをしていただいていたたり、読み聞かせ会をしていただいていたたり、できるだけ関係性ができるよう、顔が見える関係性ができるような親御さんとの居場所というようなところを構築いただいて、信頼関係を結んでいただくような、そんなことをしていただきたいなというところを一方をお願いをさせていただいています。地域の中では既にそういったサロンで子どもたち、それから親御の方と地域の方々と関係ができていく地域もありますので、そのような事例もご紹介しながら、個人情報であったり、話ができる、相談ができる関係の場を作っていただきたいというところは一方をお願いをさせていただいて、関係性を作っていただいているというところもあります。

<大井委員長>

という説明をいただいたのですが、協議会でも、随分前からやはりそのことは課題と

して出ていたと思います。

<米田委員>

どちらの立場も私はよくわかるのですが、やはり各地域の中で、民生委員さんはたくさん、主任児童委員は数が少ないです。民生委員さんは数が多いので、地域の民児協あたりで、いろんな人が見ているので、子どものことについていろいろ情報があつたらくださいということをやはり言っていけないといけないんじゃないかなということでした。全然関係ないのですが、私、その次の文章がものすごく気になるんです。全然関係ないのですが、外国人児童が増加しており、云々というところ。これ、読み方によっては外国の子どもが増えてきたから問題が多くなってきたとか、そんなふうにするのは私の取り方が悪いですか？外国の子どもたちの問題というのはすごく問題があるんです。だけど、日本の子どもたちだっていろいろ問題がある子がたくさんいるので、ここ、限定して、「外国の児童が増加しており」というようなことに何か私はすごくここに引っかかっていました。

<中岡理事>

ありがとうございます。これは表現の仕方だと思います。伊賀市は県内の中でも外国にルーツを持つご家庭のパーセントが高い。私たちもやはりコミュニケーションの問題だと思っています。ことばの壁であったり、そういうところは私どものこども家庭支援課が支援に個別に入らせていただいたりするなかでは、アプリを使って翻訳をしていてコミュニケーションを取っていくとか、そういったことはさせていただいているのですが、やはり民生委員さん、児童委員さんの中ではそういうツールをお持ちいただいていなくて、なかなかお話をさせていただきにくいというところが、外国にルーツを持つご家庭の根幹にまでなかなかコミュニケーションの部分でたどり着かない、把握ができないという課題を持っていたいただいているのかなと思っております。

<大井委員長>

ありがとうございました。表記に関しては、端的に表現しようとするとなかなか難しいところもあって、ではどういう表現がいいのかなということ、無茶苦茶文章が長くなるんです。ということもあるのですが、やはりその点は、私たち民間にと言いますか、丁寧に、次の会議じゃなくて計画に向けてもですけど、言葉の用い方については委員の皆さま方がお気づきになったことをまたお出しいただくことが必要かなと思いました。ありがとうございました。教育委員会のお立場でもし何かご発言いただくことがあれば。よろしいですか？次の話題も子どもさんの話題ではあるのですが、どういたしましょう。

<内藤委員>

ありがとうございます。機会をいただきましたので少しだけ。1つには民生委員の方々といろいろな壁があるというようなお話でしたが、それぞれの立場で義務があるものですから、よりよくしていきたいという気持ちはお互いに同じでありながらも、なかなか情報の共有というところに少し難しい観点があるということがここに表せられているのかなと思いますが、思っている方向のベクトルは同じなので、その部分は、それも同じ繰り返しているところではあると思います。あともう1つ問題にいただきました、いろいろな国にルーツのある子どもたちがたくさん伊賀市にはおります。それは伊賀市の人にとってすごくいいことだと私は考えておりますし、そこから子どもたちが学ぶこともたくさんありますので、私たちも今ご指摘いただいたことのように、言葉の使い方ひとつ、表現ひとつ、いろいろと学ばせていただきながら文字に起こしたり、計画の中に取り入れたりというふうに、配慮ある計画を立てていけたらと思うところです。

<大井委員長>

ありがとうございました。家庭訪問というか、訪問活動が難しくなっているということとは、子育て家庭に限らずどなたも今、防犯意識というか、不安なんです。心配なんです。自分自身のことでもあるので、そうするとより一層、家庭内に第三者の人が入ることに対する防犯意識を持つのはすごく大事なのですが、誰ともなるべくつながらない方が安心というふうに雰囲気がいきかけているような。ですから、訪問だけのことではないし、多分、文字表記のことだけではない、信頼し合える環境をどう作っていくか。結局、伊賀市の中から、日本の中からと言いたいのですが、1人の不幸も今まで見逃さないと言っていたのですが、1人の不幸を送り出さないとか、1人の反対を生み出さない。そういう思いでいないと、この不安感、多分どんどん広がっていくだろうと思って、今お伺いしていました。

大変恐縮ですが、続いての説明をお願いします。子どもの第三の居場所について説明をお願いします。

<社会福祉協議会：田邊事務局長>

伊賀社会福祉協議会の事務局長 田邊です。資料5ですが、先程谷崎様がおっしゃっていただいたように、前回、開設前にご報告させていただきましたので、前段となるところは割愛させていただきました、4ページ分、実質5ページ分、飛ばさせていただきました、「いがっこの家上野忍」のところで玄関の写真が載っているところの次のところですが、これを9月から開設をさせていただきました。子どもの居場所の部分につきましては、複合的な課題の部分について対応させていただくということについてもご説明させていただきました。現状について本日はお伝えをさせていただきたいと思いま

す。今現在ですが、14名の登録をいただいています。実際、実利用が10名ということで、4名の方が登録いただいたのですが、利用に関してまだされていないという実態です。子どもたちの内訳としては、小学校2年生から6年生までの方が7名。その兄弟児である中学生の方が3名ほど。合計10名の方がご利用いただいております。学区区としましては、当初からご説明させていただいております、西小校区ならびに崇高校区のエリアの子どもさんにご利用いただいております。運営時間につきましては、予定通り3時からということで、帰校時間が早い場合については午後から運営をさせていただいております。これから冬休みが、初めてこういうかたちで始まってくるわけですが、これについては午後12時半ぐらいからさせていただけないかと準備をしています。現在、スタッフ4名、うち調理1名というかたちで対応させていただいて、また教員OBの学習支援のボランティアの方のご支援であったり、あるいは歯磨き習慣を身に付けていただくために、歯科医師会から歯科衛生士の歯磨き指導などもいただくというようなことも始まってきています。家庭的な雰囲気の中で、手づくりの食事というものを提供させていただいて、時には子どもからのリクエストに応じたり、誕生日会は必ずひと月に1回行う、その月の誕生日の方をお祝いする会を行わせていただいたり、あるいは、エピソードとしましては、家で味噌汁をつくる宿題があり、子どもたちがいっこの家で作ってみたいという要望があったのでみんなで作ったなどの話が上がっています。少しずつですが、子どもたち及びスタッフも慣れるところから始めて、安定に向けて始めさせていただいているところです。定員20名ということで、年度内に達成することを求められてきているということもありますので、これからそういった部分の方も入れさせていただきつつ、実践を積みながらより多くの方にご利用いただきつつ、特に次のページ等に載っています非認知能力とされるような、子どもたちが子ども時代に誰もが本来は経験すべきところが、家庭環境やその他の部分で十分に達成されない子どもたちについて、いろんな経験をしてもらいながら、子どもたちとしての学びを深めていただくことなど、いろんな機会の提供をできるだけ多く提供させていただきつつ、我々としての役目を果たさせていただきたいと思っています。今後とも温かく見守っていただければと思います。よろしくお願いします。

<大井委員長>

ありがとうございました。今、オープン後の事を中心にご説明いただきました。ご意見、ご質問のある方は挙手でお知らせください。

<社会福祉協議会：田邊事務局長>

物品の寄付やそういうものもどんどん受け入れておりますので。本当に人数が少ないので、例えば野菜があるから使ってくださいとか、そういうお申し出もたくさんいただいています。もしそういったものがございましたら、パントリー等も初めてそういった

ものもさせていただいていますし、有効活用させていただければと思っていますので、是非またその部分でありましたらお声がけをいただけたらと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<大井委員長>

ありがとうございます。今現在は、「いがっこの家上野忍」の周辺の子どもたち中心の活用になっていますよね？

<社会福祉協議会：田邊事務局長>

はい、そうです。西小校区と崇高校区ということで、この辺の状況を見ながら今後拡大も考えていきたいと考えているところです。

<大井委員長>

上野の近くにある子はいいなという声があるのかなと少し感じましたので。もちろん様々な費用の事や人的な配置、そして場所という課題はありながら、先程も不安感ではない、いい意味での関係の構築や失敗する経験みたいなことも出来そうで。是非また進捗状況をお聞かせください。

ありがとうございました。以上で報告事項は終了させていただきまして、続きまして、協議事項に移りたいと思います。1つ目の「伊賀市地域共生社会実現に向けたアンケート調査の結果について」事務局よりご報告をお願いします。

<事務局：谷崎係長>

第5次伊賀市地域福祉計画の策定についてということで、アンケートの調査結果について説明をさせていただきます。アンケートを取るということは、前回の委員会でもお伝えをさせていただいたと思いますが、このアンケート調査は18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、アンケート用紙を郵送しました。回答方法については、紙で回答し返送していただくか、QRコードからwebで回答いただくという、2つの回答方法から回答者がやりやすい方法を選択して回答いただくというものになっています。また、市が実施しています「eモニター制度」というのがあり、市政や市民生活に係る課題について市が行うインターネットを活用したアンケートに回答する「市民モニター」というものがあります。こちらは無作為抽出された18歳以上の市民のほうからあらかじめ登録をいただいているというもので、現在、695人の登録があるということです。この「eモニター」の方にも回答をいただいています。併せて3,695人にアンケートをお願いし、回答があったのが1,383人という結果でした。アンケートの質問項目については、大井委員長のご意見をいただきながら作成をさせていただいたものになります。集計については、業者さんに委託をしているのですが、分析結果が本日に間に合え

ばよかったのですが、まだ完成しておらず、本日のところは一旦、速報値ということで、単純に集計されたものをご覧いただきたいと思います。回答の傾向などを簡単に説明させていただきます。資料 6 がアンケートの調査結果になるのですが、1 ページ目は属性を聞いているところになりますので飛ばさせていただきます。2 ページも属性が続いていまして、問 8 が福祉サービスのところになりますので、3 ページのところからいきたいのですが、失礼しました、3 ページもまだ福祉サービスでしたので、4 ページまで飛んでいただきまして、問 10 が真ん中にあると思います。「あなたの住んでいる地域の良いところはどこだと思いますか」という質問になります。結果については、「自然が豊か」「災害が少ない」「おいしいものがたくさんある」という回答数が多くなっているかと思います。特に、「災害が少ない」という回答が 1 番多いということについて、やはり今年は能登の大きい地震もあったということもあり、災害への関心の高さが伺えるのかなと思います。その下の問 11 ですが、「あなたの住んでいる地域には、福祉に関わるどのような課題・問題があると思いますか」という設問なのですが、「高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」という回答が多くなっています。これは先程も少し話題に上がりましたが、全国的な課題になっていて、以前から課題として捉えられているものにはなりますが、伊賀市においても依然として課題であるという認識があるということかと思っています。次に 5 ページの真ん中、問 13「地域で安心して暮らすために必要なことは何だと思いますか」ということで、1 番選択数が多いのが「医療サービスが充実していること」なのですが、その次は「公共交通の整備」と「災害対策が充実していること」ということで、ここにも災害への関心の高さがうかがえます。交通問題については、先程の地域ケア会議での課題でもたくさん上がっていましたが、このアンケートでも同じような結果が出ているということになります。その下、問 14「毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じますか」という設問なのですが、こちらは比較的回答がバラついているような印象なのですが、その中でも 1 番回答数が多いのが「災害時の備え」という回答になりました。次のページ、6 ページの問 16、17 のところですが、こちらはコロナ前後を比較して、どのように変わったかというところなのですが、あまり大きな変化はないというような回答が 1 番多い、突出はしているのですが、問 17 の②「デジタル機器」と書かれているところなのですが、そこも「変わらない」というのが 1 番多いのですが、増えた「とても増えた」「やや増えた」という回答が下のほうの減ったというものに比べると、少し多くなっているかなと思います。また、7 ページの④「友人・知人等への訪問や来訪」や⑦「趣味等のサークル活動への参加頻度・回数」、こういった設問についても「変わらない」という回答が 1 番多いのですが、どちらかと言うと、「減った」という回答を選択している人が多いのかなという検証になります。次に 8 ページの問 18「あなたは、ご近所の人とどのようなつきあいをされていますか」という設問になります。「相談したり、生活面で協力しあっている」という回答も一定数いらっしゃるかなと思うのですが、「会

ったら会話する」や「挨拶程度」という回答が多くなっています。その下のほうの問 21 の①「あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域で『手助けをしてほしい』と思うことがありますか」という設問で、いろんな項目別に回答をしてもらっています。概ね、半々という回答のものが多いかなという印象なのですが、「安否確認の声かけ」や9ページの「高齢者などの見守り」「災害時の手助け」というところについては、「助けて欲しい」という回答をしている人が多くなっています。その下の問 21②については、逆に、「ご近所づきあいの中で、『手助けできる』と思うことがありますか」という設問になっております。これも同じ項目で分かれて回答いただくことになっています。こちら「安否確認の声かけ」や「話し相手」、10ページの「災害時の手助け」については、手助けできると思うと回答している人が多くなっています。問い 22「あなたは、地域の助け合いが必要だと思いますか」という設問の回答については、「必要だと思う」と答えた方が圧倒的に多くなっています。1 番下の問 24「あなたが住んでいる地域のことで『取り組むべき』と感じている問題がありますか」ということで、比較的バラつきがあるかなと思いますが、1 番多いのは「一人暮らしの高齢者や障がいのある人のこと」というのと「防災・防犯への取り組みのこと」「自治協や自治会の役員のなり手がなく」という回答が多くなっています。11 ページの問 26 から 32 までについては、まちづくりや高齢者支援、子育て支援などのボランティア活動への参加に関する設問になっています。12 ページの問 29「あなたは、まちづくり、スポーツ等の NPO 活動、一人暮らしのお年寄りの見守りや子育て支援等のボランティア活動に参加したり、協力したりしたことがありますか」という問いに対して、「参加した事がなく、今後も参加したいとは思わない」という回答が多くなっているのですが、1 番下の問 32 では、「時間や内容が合えば参加したい」と回答している人が多くなっています。13 ページの問 33「今後、地域福祉を充実させるために、優先的に取り組むべきものについて、次の中から選んでください」という設問ですが、「地域における災害時の体制整備」というものが1 番多い回答となっています。少し駆け足になってしまいましたが、結果の概要をお伝えさせていただきました。今年地震があったということもあり、全体的に災害についての関心がすごく高いかなと感じました。あと、人とのつながりという点で、地域の活動やボランティア活動を一生懸命自分がやるという気持ちはあまりないけれども、地域の助け合いが必要ということは強く感じておられるのかなという結果かなと思っています。この結果は速報値ということで、分析結果がもうすぐ出るかと思いますが、その分析結果が出たらまた皆さまにも共有をさせていただきたいと思います。説明は以上となります。

<大井委員長>

ありがとうございました。速報値ということで、このデータをご覧になって、いろいろお感じになって思うことあるかなと思います。そして、ご説明ありましたように、

防災に関する意識が全体で、活動に参加したり、必要だと思っている数値は今までになく高くなっていると感じました。が、無作為抽出で配布していただいたこの例えば年代や職業が伊賀市全体を反映しているのでしょうか？というのがまず見せていただいた時に、自分が質問したことです。速報ともう一つ資料を今日お持ちいただいたみたいなのですが、すみません、今日ずっと会議で見ることができておらず、分析をまた委員の皆さまにもお知らせください。今、速報値から見える限りでも、職業が会社員の方と無職という多分リタイアされた方かな。30年以上居住している方が圧倒的に多い回答です。すると、おそらく、推測するに、地域社会との結びつきが強い方からの回答であることは予想されるということを見ても、ご近所づきあいがあまりできていないとか、やりたくないわけではなく、忙しいということが反映されていたと思います。そのことを踏まえて、では、様々な活動に参加するきっかけをどうつないでいくかというか、それが次の計画に向けて、計画だけではないのですが、大きな課題となってくる、そんなふうに拝読しました。すみません、私だけ先に感想を述べてしまいました。

これは確認しておきたいとか分析でこの点について必要だということについて、もしご発言いただける方がありましたら、挙手でお知らせください。

<北森委員>

3点ほど気になりました。今、委員長からありましたように、属性の偏りと言いますか、個々に回答者の突出している部分があるというお話もあったかと思いますが、最初に1ページ目の結果を見たところで、年代についてと職業、居住地区について結構バラつきと言いますか、特に年齢で言えば若い世代、若者層であったり実際に働かれている世代と高齢者層で倍くらい回答者数に差があったり、居住地区においては、上野地区が半分ぐらいを占めているという、結構バイアスがかかるかなと思いますので、その点ご留意をいただいた上で政策反映につなげていただければと思います。報告書の資料をまたあげていただくとありますが、これは委託事業者さんからあがってくる部分があるかなと思いますが、設問の意図を是非加えていただければなと思います。と言うのも、こういった意図をもってこの設問をして、これをどう活かすのかというところが見えてくる報告書になると、委員含め市民の方にも公表するのであれば、こういったところも含めて明瞭な政策反映に繋がるのではないかと考えます。あと、5択の問題で、特に困っていないとか、5段階で中間に回答されているところって、やはり真ん中に偏るとするのは絶対的な傾向になるかなと思います。なので、これは非常にもったいないかなと。回答を得たところ、データを得たところで。もちろんそれは必要な1つの有効なデータだとは思いますが、5択で真ん中、みんなが「ちょうどいい」と言ってしまうと、実際の調査の効果はどれくらいあるのだろうというところなので、これからモニタリングしていくにあたって、また繋げていただければと思います。最後に1点だけ確認と言いますか、ご回答いただければと思うのですが、もちろん設問数が多いので自由

記述は非常に難しいかなと思います。ただ、個別でした事由、やはり個々の事例と言うか、具体に見えてくるところの回答をする場所、そういう自由記述欄が最後にあってもいいかなとは思いますが、そういったより深い吸出しというのは、調査でされる必要はあるのでしょうか。もしわかれば、このモニター回答に加えてさらに深いところの実情をこのモニタリングで取るのかどうかというところが気になりましたのでご回答をいただければと思います。

<事務局：谷崎係長>

自由記述欄が実際のアンケートの中には最後にあり、なので、分析結果をアンケート結果として出す時には、もう少しそういうところの記載も列記させていただくようなかたちでお示しできたらと思っています。あと、他の項目のところでも、「その他」などのところで自由記載になっているところもありますので、そのあたりもまた見ていただいて、次の計画策定に参考にしていきたいと思っています。

<大井委員長>

ご質問ありがとうございました。説明のなかで触れていただきましたように、設問に関しては若干、意見は提案させていただきました。ただ、もうほとんど決まっているということで、なかなか大きく改造することができなかった。確か、強く私が要望して入れていただいた項目が「あなたが伊賀市で素敵だと思うところ」ここに関してのところ。作ってもらった設問に関してもう少し文言についてわからないことをお尋ねして修正していただいたかと思います。そして、「どんな要件が整えば活動に参加できますか」という項目は確か増やしていただいたかと思います。よくこういう調査は、やれていないことや出来ていないことを聞くタイプが多いので、それは入れていただいたと記憶している次第ですが、設問の意図というのを是非入れてくださいというご提案はご検討いただきたいと思います。そして、業者さんのクロス集計の分析はもちろん必要ですが、こちらの委員の皆さま方の目で見ていただいくということも必要だと思いますので、業者さんの結果だけをもって分析結果とすることにはどうかならないようお願いいたします。

多分、委員の皆さま方もすごく進行の事を気にかけただきながらだと思うので、大変申し訳ないですが、誠に申し訳ありません。協議事項、次に進めさせていただきたいと思います。それでは、2つ目の協議事項、「第5次伊賀市地域福祉計画策定方針(案)について」事務局より説明をお願いします。

<事務局：谷崎係長>

第5次地域福祉計画の策定方針(案)については、年明けに、庁内の総合政策会議という政策的なことを話す会議や、市議会のほうに説明をして、その後2月にパブリッ

クコメントで市民の皆さんの意見を伺って、そのご意見を反映させて策定方針を確定するという流れで進めていくことになります。本日、策定方針の案の概要を説明させていただきます。

「策定の目的」という1番のところから説明をさせていただきます。様々な地域生活課題が複雑化、複合化してきているというのは、全国的な課題にもなっていて、また、少子高齢、人口減少社会が進んでいるなかで、地域の支え合いの基盤や繋がりが弱くなってきているという課題があるかと思います。これは第4次以前から課題となっていて、様々な取り組みなどを行ってきてはいるところなのですが、第4次計画は令和3年度からということで、コロナ禍での策定ということになっております。基本理念は「ひとりひとりが支え合い、つながりあいながらいきいきと暮らせるまちづくり」ということで、先程のアンケート結果からもわかるのですが、つながりという意味では、実現してきているという状況ではあまりないのかなと思っています。これまで、つながりが希薄になりつつあったところに、コロナで活動が完全に止まってしまって、また再開はしてきているというところにはなっているのですが、完全に元通りに戻ったということではなく、つながりがまた再びつなぎ直したいなことが必要になっているものもあるのではないかと考えています。そういうこともあり、第5次計画については現在の第4次計画をベースにして、伊賀市の状況に応じた地域共生社会の実現を目指すということで引き続き課題に対して取り組んでいきたいと考えています。

次に2番の「策定方針」なのですが、地域共生社会の実現を目指すために第4次計画の柱である「地域の力を高める」「専門機関の力を高める」「地域と専門機関をつなぐ」ということを引き続き軸にして、地域住民の主体的な活動の支援や基盤づくりを推進していきたいと考えています。パブリックコメントの実施やタウンミーティングを開催して、社協さんが策定する地域福祉活動計画と一体的に取り組みを進めていけるものを策定したいと考えています。

次のページ、3番の「計画の位置付け」ですが、地域福祉計画は社会福祉法第107条において策定の努力義務となっています。また、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律で定めている「市町村の基本計画」、および再犯防止等の推進に関する法律で定められている「地方再犯防止推進計画」を包含するものとしています。成年後見制度の基本計画については、第4次の時点でも既に一体的に策定をしているものになります。再犯防止推進計画については、今回初めて一体的に策定するものということになります。それから、今日差し替えを机の上に置かせていただきましたが、もう1つ、一体的に策定したいということで追記をさせていただいています。それは、重層的支援体制整備事業実施計画なのですが、この計画はこの推進委員会でも何度か見ていただいているものになるかと思うのですが、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの分野にとらわれずに、包括的な支援体制を整備して地域共生社会を目指すという計画になっていますので、地域福祉計画と目指すところは同じということ

になります。もともと、理念などは地域福祉計画と共通しており、実施体制などが中心に書かれている計画ですので、地域福祉計画に含めたとしても特に違和感のないものであると考えていますし、実際に一体的に策定している市などもありますので、伊賀市も一体的に策定して取り組みをしていきたいということになります。

「計画に盛り込むべき事項」という4番ですが、これは、国のほうから市町村の地域福祉計画の策定ガイドラインというものが示されています。これは別紙1に書かせていただいているものになります。こちらが盛り込むべき事項というものになっており、①の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項」から次ページ⑤の「包括的な支援体制の整備に関する事項」というところまであります。①の事項に関してはさらに細かく、ア～タの16項目で盛り込むべき内容が記載されています。他に、地域再犯防止計画や成年後見の計画、重層の計画の入れるべき事項についても書かせていただいています。

また最初のページに戻っていただいて、5番の「計画期間」というところですよ。計画期間は2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5か年計画とします。

6番「策定スケジュール」ですが、別紙2をご覧ください。これは以前も見えていたスケジュールなのですが、今年度策定方針を決定させていただいて、来年度の第1回推進委員会で諮問を行いたいと考えています。骨子案をもとに、タウンミーティングを開催させていただき、市民からご意見を頂戴した結果を反映させた中間案についてまた審議をいただいた後に答申をし、市議会に説明後、またパブリックコメントを行わせていただき、そこで頂戴したご意見を反映したものを最終案とさせていただき、最後は議会のほうで議決を行うというような流れになっています。

また最初の策定方針（案）に戻っていただいて、7番の「策定の体制」というところですよ。これまでと同様にはなるのですが、市から推進委員会のほうに諮問を行って、委員会で協議したものを市へ答申して決定していくという流れになります。

第5次伊賀市地域福祉計画の策定方針（案）についての説明は以上となります。

<大井委員長>

ありがとうございました。非常に、盛り込むべき内容がどんどん増えていく一方でありますね。事務的な皆さま方の庁内体制でも様々な準備、工夫が必要になってくる計画かと思われませんが、委員の皆さま方におかれましても、計画を作っているだけではないかといったご指摘があったかと思います。動かすにはあまりに広いです。すごく広いです。市民の人たちの身近な計画になっているかということ、伊賀市さんは見やすいと思うのですが、作ったその向こう側の展開ということをもっと考えていかなければいけないというのはご指摘いただいていたところかと思います。まだこれは方針なので、書き方などは次の段階になるかと思いますが、今日ご参加いただいた委員の皆さまに引き続き関わっていただくという前提で説明を伺ったという認識でよろしいでしょうか。

<事務局：谷崎係長>

はい。来年度、策定を1年かけて策定していくわけですが、引き続き委員の皆さまと一緒に考えていただければと思っています。

<大井委員長>

ありがとうございます。今、ご説明いただいたことは、皆さま方の他人事ではないですということを含めてなのですが、是非、引き続き自分もそうなのですが、ご一緒させていただければと思っています。すみません、今日は時間が予定を30分余り超過しています。本来であればまだご発言いただいていない委員の皆さま方にマイクを回したいと思っていたのですが、ご予約のある中でご参加いただいています。誠に恐縮ながら、今後に向けてのご意見などは事務局さんにご意見をお寄せいただくとか、また、これは全く私見なのですが、谷崎さんには毎回、説明いただく事項がすごく膨大なので、このことに関して何とかここで協議いただく時間を十分に取るためにはという提案をさせていただいたところなので、ご検討いただきまして、またこの委員会の場でご提案をさせていただければと思っています。ということで、誠に恐縮なのですが、こちらはご説明のみということにさせていただきます。ガイドラインをご説明いただきましたように、次に取り組むべき計画、これは伊賀市さんだけではなくて、今、全国で地域福祉計画を作っているところ、あと、重層を実施されている自治体さんが、共通して、生活全般に関わる計画づくりに取り組んでいるところでもありますし、計画って計画を作り終わることが目的ではないので、実効性のあるものにしていくために、引き続き、ご発言いただく時間を何とか確保していく努力もしていきますので、ご一緒していただけるようお願いします。本当に申し訳ありません。

では、その他の事項に移らせていただきます。何かございますでしょうか。

<事務局：川北次長>

2点、ご連絡というかたちでお願いしたいと思います。2月に第5次地域福祉計画策定方針、今のこの策定方針の案についてパブリックコメントをとって、次回の推進委員会でその結果をご報告させていただきたいと考えているところですので、次回の推進委員会を3月に開催させていただきたいと考えているところです。大変恐縮なのですが、日を決めさせていただいて、ご都合をできるだけつけていただきたいと思っており、3月13日（木）をご予定いただきたいと考えているところです。年度末で大変お忙しい時期かと存じますが、できるだけ早い時期に委員の皆さまに資料等も見えていただいているというふうに考えていますので、3月13日（木）の同じ時間ということでご予約いただけたらと考えているところです。

もう1点。今年度の推進委員会ですが、本日で第2回目ということになります。この

2回分の委員報酬、あと旅費もわずかですが、年内にお支払いをさせていただきたいと思います。確定申告等あるかと思うので、年内にお支払いをさせていただいて、報酬は1回あたり6,000円というかたちで。あと、旅費につきましては、2キロ以上はキロ37円で計算をさせていただいて、お支払いをさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

<大井委員長>

ありがとうございました。まず、次回の日程のご案内をいただきました。3月13日(木)、時刻と場所は同じということでよろしいでしょうか。

<事務局：谷崎係長>

はい、同じです。

<大井委員長>

ありがとうございます。策定方針(案)についてはパブリックコメントの機会があるということですね。是非、委員の皆さま方、本来でしたらこの会議の場でご発言いただくことができたのですが、その前のこの段階で、パブリックコメントの段階でご意見を寄せていただくこともできるかと思います。よろしくお願いします。年内にお支払いをいただくということは、年内あと2週間ぐらいですね。ということで、皆さまご確認いただきたくお願いします。

ありがとうございます。その他はございませんでしょうか。

時間が超過して、大変申し訳ございませんでした。本日の審議を終了としますので、進行を事務局へお戻しします。

<事務局：川北次長>

大変長い説明ばかりで、ご意見を聞かせていただく機会が取れず、申し訳ございません。この策定方針についてまた皆さま方からの意見を聞かせていただいたものも反映させていただきたいと思いますので、お読みいただいてお考えになることがございましたら、また事務局までお届けいただきたいと思います。長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。本日いただいたご意見をふまえて、引き続き地域福祉計画の推進を進めていきたいと思っています。これをもちまして、第2回の委員会を終了させていただきたいと思います。遅くまで大変ありがとうございました。